

船舶事故調査報告書

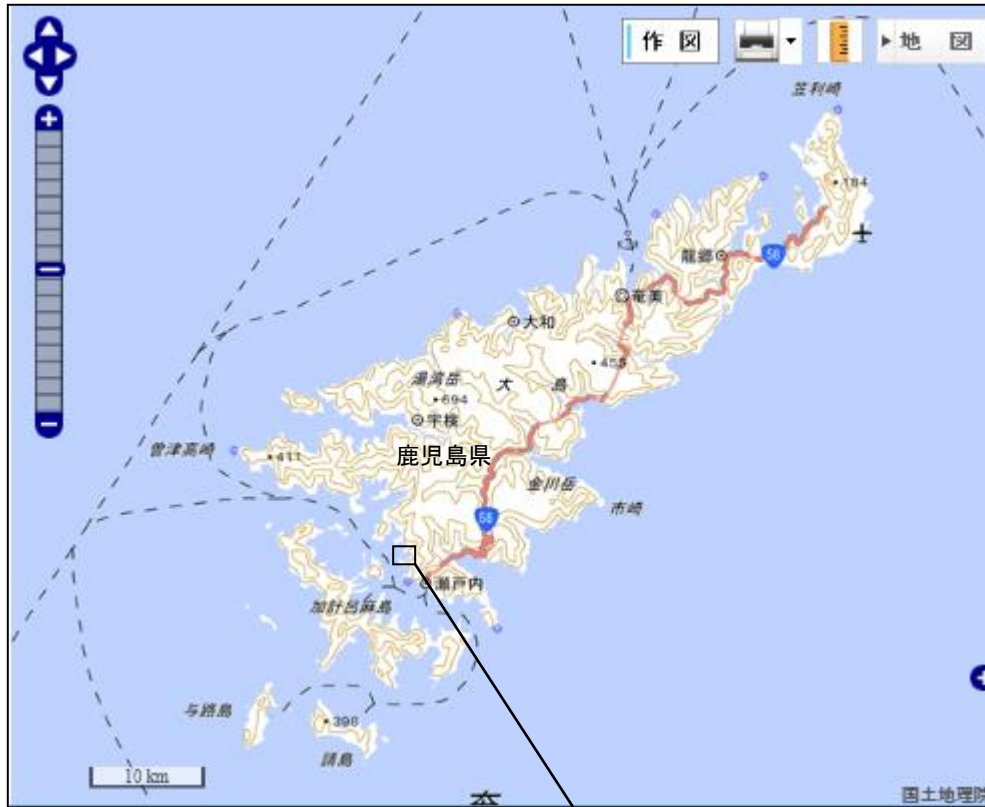
平成28年8月4日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成27年8月6日 07時20分ごろ
発生場所	鹿児島県瀬戸内町シバ崎北東方沖 シバ崎四等三角点から真方位050°1,100m付近 (概位 北緯28°10.3′ 東経129°17.6′)
事故の概要	漁船 ^{だいしん} 大進丸は、東進中、また、漁船第7くねつ丸は、南進中、両船が衝突した。 第7くねつ丸は、船長及び作業員1人が負傷し、右舷中央部外板に破損を生じ、また、大進丸は、右舷船首船底に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成27年8月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 なお、後日、1人の地方事故調査官を新たに指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 大進丸、0.8トン KG3-36415（漁船登録番号）、有限会社奄美養魚（以下「A社」という。） 6.41m(Lr)×1.78m×0.66m、FRP ガソリン機関、30kW（動力漁船登録票による）、昭和61年10月1日 B 漁船 第7くねつ丸、0.8トン KG3-22516（漁船登録番号）、A社 6.28m(Lr)×1.53m×0.53m、FRP ガソリン機関、30kW（動力漁船登録票による）、昭和63年8月28日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 33歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成17年5月12日 免許証交付日 平成26年12月11日 (平成32年6月6日まで有効) B 船長B 男性 61歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成13年10月5日

	免許証交付日 平成23年3月7日 (平成28年10月4日まで有効)
死傷者等	A なし B 重傷 1人(船長B)、軽傷 1人(作業員B)
損傷	A 右舷船首船底に擦過傷 B 右舷中央部外板に破損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風速 約3.8m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、水温 約29℃
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、沖合のいけすを出発し、船長Aが右舷船尾に腰を掛けて左手で船外機のハンドルを持ち、約24～25ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)でシバ崎北東方沖を瀬戸内町にあるA社の専用浮き棧橋に向けて東進していた。</p> <p>船長Aは、船首が浮上し、右舷船尾部の物入れに腰を掛けた姿勢では船首に死角が生じていたが、朝一で移動するA社の餌を運ぶ作業船を見掛けないので、船首方に他船はいないものと思い、同じ速力で航行していたところ、平成27年8月6日07時20分ごろ、叫び声が聞こえ、衝撃音を聞いた。</p> <p>船長Aは、A船の船首部がB船の右舷中央部に乗り上がっている状況を見て衝突したことに気付き、船外機を止め、B船の船内に倒れている船長Bを見つけ、B船に移乗してB船左舷方の海面で漂流しているB船の作業員1人(以下「作業員B」という。)を救助した。</p> <p>船長Aは、専用浮き棧橋にいるA社の作業員に救急車の要請を依頼し、B船を操船して同浮き棧橋に着けた。</p> <p>A船は、その後、A社の従業員が操船して専用浮き棧橋に着けられた。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、作業員Bを乗せ、専用浮き棧橋を出発し、船長Bが、右舷船尾部の物入れに腰を掛けて左舷方に身体を向け、左手で船外機のハンドルを握り、作業員Bが左舷船尾部の物入れに腰を掛け、約1～2knの速力で南進を開始した。</p> <p>B船は、船長Bが、右舷方至近に迫ったA船に気付き、立って大声で叫んだものの、その右舷中央部とA船の船首部とが衝突した。</p> <p>船長Bは、衝突の衝撃で転倒し、作業員Bは、衝撃でB船の左舷方の海に投げ出されたが、B船に移乗した船長Aに引き揚げられ、両人ともB船で専用浮き棧橋に運ばれた。</p> <p>船長B及び作業員Bは、救急車で病院に搬送され、船長Bが左緊張性気胸、肋骨多発骨折及び急性呼吸不全と、作業員Bが右肩関節打撲傷及び右肩腱板損傷の疑いとそれぞれ診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
その他の事項	A船及びB船は、共に和船型の船であった。 船長Aは、A船の船内に海水が溜まっていたので、ふだんよりも船

	<p>首が浮上して死角が生じていたのではないかと本事故後に思った。</p> <p>船長Aは、専用浮き桟橋付近を航行するのは、A社の船舶のみであり、朝一で移動するのは、船外機付きの船よりも大きい餌を運ぶ作業船であると思っていた。</p> <p>船長A、船長B及び作業員Bは、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>船長Bは、専用浮き桟橋付近を航行するのは、A社の船舶のみであり、07時ごろの朝礼を終え、A社の船舶が一斉に出発したばかりで戻って来る船舶はいないものと思い、周囲を気にしていなかった。</p> <p>船長Bは、作業員Bが接近するA船を認めていたことを本事故後に知った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A あり、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、シバ崎北東方沖を東進中、船長Aが、船首方に他船はいないものと思い、船首方の死角を補う見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、専用浮き桟橋付近を航行するのは、A社の船舶のみであり、朝一で移動する餌を運ぶ作業船を見掛けなかったことから、船首方に他船はいないものと思ったものと考えられる。</p> <p>B船は、シバ崎北東方沖を南進中、船長Bが、専用浮き桟橋付近を航行するのは、A社の船舶のみであり、A社の船舶が一斉に出発したばかりで戻って来る船舶はいないものと思い、見張りを適切に行っていなかったことから、右舷方から接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>作業員Bが船長Bに接近するA船の存在を知らせていれば、本事故の発生を回避できた可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、シバ崎北東方沖において、A船が東進中、B船が南進中、船長Aが、船首方に他船はいないものと思い、船首方の死角を補う見張りを適切に行っていなかったため、B船に気付かず、また、船長Bが、A社の船舶が一斉に出発したばかりで戻って来る船舶はいないものと思い、見張りを適切に行っていなかったため、右舷方から接近するA船に気付くのが遅れ、両船が衝突したことによって発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航走中に船首が浮上して船首方に死角が生じる場合には、適当な間隔で船首を左右に振るなどして死角を補う見張りを行うこと。 ・救命胴衣を適切に着用すること。

付図1 事故発生経過概略図



国土地理院 電子国土Webシステム使用